

王寺町総合計画審議会傍聴要綱

(目的)

第1条 この要綱は、王寺町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、審議会会長（以下「会長」という。）は会場の規模に応じて、定員を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会当日に傍聴人受付簿に住所、氏名を記入しなければならない。

(傍聴の制限)

第4条 銃器その他危険なもの及び旗、のぼり、プラカード又はこれに類するものを携帯する者並びに酒気を帯びている者その他取締りのため必要があると認められる者は、審議会を傍聴することができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (2) 放談その他けんそうな行為をしないこと。
- (3) 拍手その他いかなる方法でも審議会の言論に対して批評を加え、又は可否を表わさないこと。
- (4) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (5) その他審議会の秩序を乱し、又は審議会の妨害となるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反、又は審議会の運営を妨げるおそれがあるときは、会長はこれを制止し、従わないときは退場させることができる。

2 傍聴を禁止したとき、若しくは傍聴を拒絶したとき、又は退場を命じられたときは、すみやかに退場しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。